業 法 第 2 号 2020年4月28日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 様

中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 松 岡 秀 夫

電気事業法第106条第3項に基づく報告について

「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」(令和2年4月 21日20200417資第24号)につきまして、下記のとおりご報告いたします。

記

- 1. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について 過去10年間(2010年度から2019年度)において,関西電力株式会社の ような社外の関係者から多額の金品を受領した事例や不適切な工事発注・契約を行 った事例はないことを,中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)コンプラ イアンス推進部門及び当社業務部が主体となり,次のとおり確認した。
  - (1) 現役の役員及び過去10年間の役員経験者に対する確認 中国電力において、以下のとおり確認している。 なお、対象者のうち3名は、現在、当社の常勤取締役である。
    - ・対象者:常勤取締役及び常務執行役員(過去10年間の経験者を含む) 計41名
    - ·回答者:全員(回答率100%)
    - ·確認方法:面談 · 電話等
    - 実施期間:2019年9月30日~10月9日

2020年4月22日~4月28日

・質問内容: 社外の関係者から多額の金品を受領した事例の有無 事前の情報提供・発注約束や合理的な理由のない特命発注など不適 切な工事発注・契約を行った事例の有無

また、上記に加え、当社において、以下のとおり確認している。

•対象者:常勤取締役 計5名

·回答者:全員(回答率100%)

・確認方法:面談・電話

実施期間:2020年4月13日~4月14日2020年4月27日~4月28日

・質問内容: 社外の関係者から多額の金品を受領した事例の有無 事前の情報提供・発注約束や合理的な理由のない特命発注など不適 切な工事発注・契約を行った事例の有無

## 〔補足〕

- ・対象者のうち2名は、2020年3月31日まで、中国電力の常勤取締役であった。
- ・対象者のうち1名は、2020年3月31日まで、中国電力の常務執行役員であった。
- (2) 工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対する確認

中国電力において,以下のとおり確認している。

なお、対象者のうち1名は、現在、当社の常勤取締役であり、また3名は、現 在、中国電力から当社に出向中である。

・対象者:資材部門の部長・マネージャー,支社長,支社資材部門のマネージャー(過去10年間の経験者を含む) 計45名 ·回答者:全員(回答率100%)

・確認方法:面談・電話

· 実施期間: 2020年4月22日~4月28日

・質問内容:「(1)現役の役員及び過去10年間の役員経験者に対する確認」 における確認内容と同じ

## 〔補足〕

- ・対象者は、工事発注・契約に関して200万円を超える決裁権限を有する役職に就いている者及び過去10年間においてその役職に就いていた者である。
- ・資材部門の長は、現在及び過去10年間において常勤取締役に委嘱しており、「(1)現役の役員及び過去10年間の役員経験者に対する確認」においてカウントしている。

また、上記に加え、当社において、以下のとおり確認している。

・対象者:資材部門の部長・マネージャー 計2名

· 回 答 者:全員(回答率100%)

•確認方法:面談

・実施期間:2020年4月28日

・質問内容:「(1)現役の役員及び過去10年間の役員経験者に対する確認」 における確認内容と同じ

## 「補足」

- ・対象者は、工事発注・契約に関して決裁権限を有する役職に就いている者である。
- ・資材部門を担務する取締役は、「(1)現役の役員及び過去10年間の役員 経験者に対する確認」においてカウントしている。
- (3) 内部通報窓口への通報内容の確認

中国電力において,以下のとおり確認している。

・確認方法:コンプライアンス推進部門の部長による過去10年間の内部通報記録412件の確認

・実施期間:2020年4月9日~4月10日

・確認内容: 社外の関係者から多額の金品を受領した旨の通報の有無 事前の情報提供・発注約束や合理的な理由のない特命発注など不適 切な工事発注・契約を行った旨の通報の有無

また、上記に加え、当社において、以下のとおり確認している。

・確認方法:業務部長による内部通報窓口設置(2020年4月1日)以後の通報記録2件の確認

· 実施期間: 2020年4月15日, 4月28日

・確認内容: 社外の関係者から多額の金品を受領した旨の通報の有無 事前の情報提供・発注約束や合理的な理由のない特命発注など不適 切な工事発注・契約を行った旨の通報の有無

2. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について

中国電力において、同社は過去10年間(2010年度から2019年度)に おいて、電気料金を値上げしておらず、値上げを理由とした役員報酬のカットは 行っていないことを確認している。

なお,過去10年間において,業績悪化等の理由により役員報酬をカットする ケースはあったが,カットした報酬相当額を補填した事実はないことを,次のと おり確認している。

・確認方法:中国電力コンプライアンス推進部門長等による同社会長・社長及び 過去10年間の同社会長・社長経験者への聞き取り(計3名) 中国電力コンプライアンス推進部門の部長による過去10年間の役 員報酬が記載された賃金明細書の確認

実施期間:2020年4月8日2020年4月22日~4月23日

以上